

## マイナンバーカードによる転入・転出と マイナンバーカードの継続利用について

マイナンバーカードによる転出届の手続きの際には、転出証明書が発行されません。マイナンバーカードを持参のうえ、転入届を行ってください。

### ■ 転入届の際には必ず「マイナンバーカード」をお持ちください。

「マイナンバーカードをお持ちの方」及び「マイナンバーカードをお持ちの方と同時に転出される同じ世帯の方」は、原則として「転出証明書」の発行はありません。「マイナンバーカード」を利用した転入手続きとなりますので、転入先の市区町村で転入手続きをする際には、必ず「マイナンバーカード」をお持ちください。

- 転入手続きをする際、「マイナンバーカード」に設定してある暗証番号の入力が必要になります。
- 「マイナンバーカード」をお持ちの方が一人いれば、同時に転出される同じ世帯の方全員の転入手続きができます。
- 「マイナンバーカード」をお持ちの方と同じ世帯の方であれば、「マイナンバーカード」の名義人以外の方でも代理で転入届を行うことができます。その場合は、事前に「マイナンバーカード」の名義人の方に暗証番号を確認しておいてください。
- 転出届により届け出た転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合は、「マイナンバーカード」による転入はできません。「転出証明書」が必要となります。
- 「マイナンバーカード」が使用できる状態（有効期限内であり、一時停止手続きをしていないこと）でない場合、「マイナンバーカード」による転入はできません。「転出証明書」が必要となります。

### ■ 「マイナンバーカード」の継続利用手続きについて

- 「マイナンバーカード」が使用できる状態（有効期限内であり、一時停止手続きをしていないこと）であること。
- 「マイナンバーカード」に設定してある暗証番号の入力が必要になります。
- 転入届と同時に、継続利用の手続きをする場合  
転出届により届け出た転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合は、「マイナンバーカード」の継続利用の手続きはできなくなり、その「マイナンバーカード」は失効となります。
- 転入届をした日より後に、継続利用の手続きをする場合  
転入した日から90日を経過するまでに「マイナンバーカード」の継続利用手続きを行わない場合は、その「マイナンバーカード」は失効となります。

### ■ 電子証明書（公的個人認証サービス）について

電子証明書（公的個人認証サービス）は住所の変更により失効します。必要な方は、転入後に改めて転入先の市区町村で申請してください。

本庄市役所 市民課 0495-25-1113  
児玉総合支所 市民福祉課 0495-72-1333